

## 《 資 料 2 》

**介護保険課給付係・認定事務係・賦課  
徴収係からのお知らせ**

## 〔 目 次 〕

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1. 年度途中の利用者負担割合の変更について .....         | 1 |
| 2. 食費居住費の助成及び高額介護（予防）サービス費の見直し ..... | 2 |
| 3. 押印の廃止等に伴う申請書等の変更について .....        | 3 |

## 介護保険課給付係からのお知らせ

### 1. 年度途中の利用者負担割合の変更について

#### ①介護保険負担割合証について

交付された負担割合証をご確認ください

| 介護保険負担割合証         |                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 交付年月日 平成 年 月 日    |                                                                      |
| 被 保 険 者           | 番 号                                                                  |
| 住 所               |                                                                      |
| フリガナ              |                                                                      |
| 氏 名               |                                                                      |
| 生年月日              | 年 月 日 性 別                                                            |
| 利用者負担割合           | 適 用 期 間                                                              |
| 割                 | 開始年月日 平成 年 月 日<br>終了年月日 平成 年 月 日                                     |
| 割                 | 開始年月日 平成 年 月 日<br>終了年月日 平成 年 月 日                                     |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 3 5 2 0 1 3<br>〒750-8521 下関市南都町1番1号<br>電 話 083 (代) 231-1111<br>下 関 市 |

#### 利用者の負担割合とは？

サービスを利用したときは、実際にかかった費用の一部を負担します。負担する金額は「利用者の負担割合」で決まります。

#### ① あなたの利用者負担の割合

サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合(1割・2割・3割のいずれか)が記載されています。

#### ※年度途中の利用者負担割合の変更について

#### ② 適用期間

利用者負担の割合の適用期間が記載されています。

#### ②年度途中の利用者負担割合の変更について

所得更正や世帯員の増減、65歳到達等により年度途中あるいは遡及して、負担割合が変更する場合があります。

この場合、すでに支払われている利用者の自己負担額や介護給付費の差額調整が必要となります。

この差額調整の方法につきまして、厚生労働省は、「保険者と被保険者の間で追加給付や返還請求を行うべきものと考えられる。」(平成27年老介発0713第1号老健局介護保険計画課長通知)との通知を出しておりますが、一方で国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)からは、正しい給付情報が把握できなくなることや、その給付実績を基にした高額介護サービス費等の処理に影響を及ぼすことなどを理由として、事業者からの過誤及び再請求により調整を行ってほしいとの見解が示されております。

下関市においても、国保中央会の見解に従い、利用者負担割合の変更による差額調整につきましては、事業者による「利用者との差額調整」と「介護給付費の過誤再請求」の方法によって御対応いただくことに御協力をお願いいたします。

## 介護保険課給付係からのお知らせ

### 2. 食費居住費の助成及び高額介護（予防）サービス費の見直し

〈食費居住費の助成の見直し〉令和3年8月サービス利用分から食費居住費の助成に係る利用者負担段階等が見直しされる予定です。

基準費用額（1日あたり）

| 居住費（滞在費） |             |                  |              | 食費      |
|----------|-------------|------------------|--------------|---------|
| ユニット型個室  | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室            | 多床室          | 1,445 円 |
| 2,006 円  | 1,668 円     | 1,668 円(1,171 円) | 377 円(855 円) |         |

・介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

負担限度額（1日あたり）

| 利用者負担段階 |                  | 資産要件                             | 居住費（滞在費）    |                 |         |       | 食費         |              |
|---------|------------------|----------------------------------|-------------|-----------------|---------|-------|------------|--------------|
|         |                  |                                  | ユニット型<br>個室 | ユニット型<br>個室的多床室 | 従来型個室   | 多床室   | 施設<br>サービス | 短期入所<br>サービス |
| 1       | 生活保護受給者          | 単身:1,000 万円以下                    | 820 円       | 490 円           | 490 円   | 0 円   | 300 円      | 300 円        |
|         | 世帯<br>老齢福祉年金受給者  | 夫婦:2,000 万円以下                    |             |                 | (320 円) |       |            |              |
| 2       | 世帯<br>帯住<br>民税   | 合計所得金額+年金収入額が<br>80 万円以下         | 820 円       | 490 円           | 490 円   | 370 円 | 390 円      | 600 円        |
|         | 税<br>非<br>課<br>税 | 単身:650 万円以下<br>夫婦:1,650 万円以下     |             |                 | (420 円) |       |            |              |
| 3-1     | 世帯<br>帯住<br>民税   | 合計所得金額+年金収入額が<br>80 万円超 120 万円以下 | 1,310 円     | 1,310 円         | 1,310 円 | 370 円 | 650 円      | 1,000 円      |
|         | 税<br>非<br>課<br>税 | 単身:550 万円以下<br>夫婦:1,550 万円以下     |             |                 | (820 円) |       |            |              |
| 3-2     | 世帯<br>帯住<br>民税   | 合計所得金額+年金収入額が<br>120 万円超         | 1,310 円     | 1,310 円         | 1,310 円 | 370 円 | 1,360 円    | 1,300 円      |
|         | 税<br>非<br>課<br>税 | 単身:500 万円以下<br>夫婦:1,500 万円以下     |             |                 | (820 円) |       |            |              |

・介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

〈高額介護（予防）サービス費の見直し〉令和3年8月サービス利用分から高額介護（予防）サービス費の現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が見直しされる予定です。

| 利用者負担段階区分                               | 上限額（月額）      |
|-----------------------------------------|--------------|
| 年収約 1,160 万円以上                          | 世帯 140,100 円 |
| 年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満                | 世帯 93,000 円  |
| 年収約 383 万円以上約 770 万円未満                  | 世帯 44,400 円  |
| 一般                                      | 世帯 44,400 円  |
| 住民税世帯非課税等                               | 世帯 24,600 円  |
| 老年福祉年金の受給者                              | 個人 15,000 円  |
| 合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下            |              |
| 生活保護の受給者                                | 個人 15,000 円  |
| 利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 | 世帯 15,000 円  |

※なお、給付額減額期間中の方は、食費・居住費等の助成及び高額介護（予防）サービス費の支給を受けることができません。

## 介護保険課認定事務係・賦課徴収係・給付係からのお知らせ

### 3. 押印の廃止等に伴う申請書等の変更について

押印の廃止等に伴い、各種申請書等の様式を変更しました。主な申請書等の様式は次のとおりです。

申請書等の様式及び申請時の本人確認書類等につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

当分の間、押印欄がある様式で提出いただいても受け付けします。

#### 1. 押印が不要となる申請書

- ・介護保険 要介護・要支援認定申請書

※押印欄の廃止に加え、被保険者の医療保険についての記入欄を追加しています。令和3年4月1日以降の申請については、新しい様式で申請してください。

- ・介護保険被保険者証等再交付申請書

※被保険者証、負担割合証等の再交付にかかる様式を統一しました。

- ・介護保険負担割合情報提供申請書

- ・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

- ・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

- ・介護負担限度額認定申請書

- ・介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書

- ・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書

- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

#### 2. ホームページ掲載場所

下関市ホームページトップページ(<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

→申請書ダウンロード

→高齢・介護・年金

→マイナンバー制度開始後の介護保険に関する申請書